

平成 30 年度

總務部
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

総務部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成30年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

総務部	総務課	平成30年11月5日	午前9時から
〃	防災危機管理課	平成30年11月5日	午前10時30分から
〃	管財課	平成30年11月5日	午後1時15分から
〃	税務課	平成30年11月5日	午後2時45分から
〃	収税課	平成30年11月5日	午後2時45分から
〃	情報システム課	平成30年11月5日	午後3時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、総務部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

- 1 「平成29年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 4-② 「指定事項調書」

【総務課】
【防災危機管理課】
【管財課】
【税務課】
【収税課】
【情報システム課】

なし

- 5 「公有財産購入に関する調書」
- 6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7 「委託調書」
- 8 「工事台帳」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」
- 16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成30年9月30日現在における総務部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。つり銭については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、つり銭金額は間違いない適正に管理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

総務部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

総務課 防災危機管理課 管財課 税務課 収税課 情報システム課	事務事業	特になし
--	------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成29年度定期監査において指摘された事項については、なかつた。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかつた。